

犯罪被害者等支援 メニューリスト

浅 口 市

支援メニュー・対応窓口

浅口市

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。	くらし安全課 T E L 0865-44-9006
---	------------------------------

2 犯罪被害者等支援金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 犯罪被害者等支援金	犯罪行為により傷害を受けた方 又は亡くなられた方の遺族に支給します。 ・ 傷害支援金 10万円 ・ 遺族支援金 30万円	くらし安全課 T E L 0865-44-9006

3 国民健康保険・後期高齢者医療制度

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 高額療養費の支給	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	市民課 T E L 0865-44-9042
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	市民課 T E L 0865-44-9042
(3) 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免	条例条件に基づいた減免の相談に応じます。	税務課 T E L 0865-44-9040

4 年金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 遺族基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなった場合、亡くなった方が生計を維持していた配偶者や子に支給します。	市民課 T E L 0865-44-9042
(2) 障害基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は20歳前に病気やケガによって一定の障害が残った方に支給します。	市民課 T E L 0865-44-9042
(3) 国民年金保険料の 減免	国民年金保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	市民課 T E L 0865-44-9042

5 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 市・県民税の減免	条例条件に基づいた減免の相談に応じます。	税務課 T E L 0865-44-9040
(2) 固定資産税の減免	条例条件に基づいた減免の相談に応じます。	税務課 T E L 0865-44-9040
(3) 軽自動車税種別割 の減免	条例条件に基づいた減免の相談に応じます。	税務課 T E L 0865-44-9040
(4) 市税の納付相談	市税の納付が困難となった場合などに、納付相談に応じます。	税務課 T E L 0865-44-9040

6 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	D V、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、申出によって、住民票の写し等の交付等を制限できます。	市民課 T E L 0865-44-9042
(2) 市営住宅への入居	犯罪被害により、従前の住居に居住し続けることが困難となった場合に、市営住宅への入居に関する相談に応じます。 ・ 当選率の優遇措置 ・ 一時入居	建設業務課 T E L 0865-44-9014

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(3) 生活困窮者自立相談	お金、仕事、住宅、生活に関する ことなど、専門の相談員が相談に応 じ、解決に向けた提案や、解決まで のお手伝いをします。	社会福祉課 T E L 0865-44-7007
(4) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に 基づき、その困窮の程度に応じ必要 な保護を行い、その最低限度の生活 を保障するとともに、世帯の自立 を助長します。	社会福祉課 T E L 0865-44-7007
(5) 消費生活に関する相談	消費生活、悪質商法、多重債務に関 するトラブルについて、消費生活相 談員が相談に応じます。	消費生活センター T E L 0865-44-9007

7 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み相談	子育てに関する相談に応じます。児 童虐待に関する相談にも応じます。	健康こども福祉課 T E L 0865-44-7114
(2) 母子・父子自立支援 員への相談 【ひとり親家庭等の支援】	生活の問題や子育ての悩みなど、ひ とり親家庭の方の生活の困りごと に関する相談に応じます。	健康こども福祉課 T E L 0865-44-7114
(3) 児童扶養手当 【ひとり親家庭等の支援】	父又は母と生計を同じくしていない 児童の母、父又は養育者を対象と して、その生活の安定を図るために支 給します。	健康こども福祉課 T E L 0865-44-7114
(4) ひとり親家庭等医 療費公費負担 【ひとり親家庭等の支援】	医療機関・薬局等の窓口にマイナ保 険証等とひとり親家庭等医療費受給 資格証を提示することで、ひとり親 家庭等医療費助成制度の一部負担金 で医療を受けることができます。	健康こども福祉課 T E L 0865-44-7114
(5) 母子・父子・寡婦福 祉資金貸付 【ひとり親家庭等の支援】	経済的自立、児童の就学等に必要な 資金等、各種資金の貸付を行います。	健康こども福祉課 T E L 0865-44-7114
(6) 就業の支援 【ひとり親家庭等の支援】	ひとり親の方の、自立のための就業 支援を総合的に実施します。 (高等職業訓練促進給付金等)	健康こども福祉課 T E L 0865-44-7114

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(7) 母子生活支援施設への入所 【ひとり親家庭等の支援】	18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所により自立に向けた生活を支援します。	健康こども福祉課 T E L 0865-44-7114
(8) 子ども医療費給付	市に住民登録のある満18歳までの子ども（18歳到達後、最初の3月31日までの子ども）を対象に、子ども医療費受給資格者証を発行します。医療機関・薬局等の窓口マイナ保険証等と子ども医療費受給資格者証を提示することで、保険診療にかかる医療費の自己負担額を助成します。	健康こども福祉課 T E L 0865-44-7114
(9) 児童手当	市内に住所を有する高校修了前（18歳到達後、最初の3月31日）までの児童を養育している方に児童手当を支給します。	健康こども福祉課 T E L 0865-44-7114
(10) ショートステイ	様々な事情によりお子さんの養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等に宿泊し、生活援助を受けることができます。	健康こども福祉課 T E L 0865-44-7114
(11) 助産制度	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦について、施設への入所により助産を受けていただきます。	健康こども福祉課 T E L 0865-44-7114

8 教育

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 教育相談	不登校やいじめ等、教育上の様々な問題の相談に応じます。	学校教育課 T E L 0865-44-7012
(2) 就学援助	経済的理由により小中学校への就学が困難な児童及び生徒に対して、学用品費・修学旅行費などの費用を援助します。	学校教育課 T E L 0865-44-7012

9 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 障害に関する相談	犯罪等の被害により障害が残った場合、相談に応じ必要な支援を行います。 (身体障害者手帳の交付、障害福祉サービス)	社会福祉課 T E L 0865-44-7007
(2) 特別障害者手当 (20歳以上) 障害児福祉手当 (20歳未満)	精神または身体に著しく重度の障害があるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。	社会福祉課 T E L 0865-44-7007
(3) 特別児童扶養手当	精神または身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等に支給します。	社会福祉課 T E L 0865-44-7007
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待や養護者の支援に関する相談に応じます	社会福祉課 T E L 0865-44-7007

10 介護

相談内容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 高齢者の総合相談・支援	介護・福祉・医療などに関するさまざまな相談をお受けし、支援を行います。	高齢者支援課 T E L 0865-44-7388
(2) 介護保険料、介護保険サービス利用料の減免	条例条件に基づいた減免の相談に応じます。	高齢者支援課 T E L 0865-44-7113 税務課 T E L 0865-44-9040
(3) 高齢者虐待	高齢者に対する虐待や養護者の支援に関する相談に応じます。	高齢者支援課 T E L 0865-44-7388
(4) みんなで支え合い生活支援サポーター事業	市の養成講座を受講したサポーターが定期的に訪問し、およそ30分以内の軽微な支援を行います。	高齢者支援課 T E L 0865-44-7388
(5) 高齢者給食サービス事業	【見守りサービス】配食業者がお弁当を配達する際、高齢者の安否確認を行います。 【低栄養防止サービス】お弁当代を一部補助し、低栄養を防止します。	高齢者支援課 T E L 0865-44-7388

相談内容	制度・サービスの内容	窓 口
(6) 高齢者生活支援 短期入所事業	高齢者を一時的に施設入所し、高齢者の健康保持・自立支援及びその家庭の介護負担の軽減となるサービスを提供します。	高齢者支援課 T E L 0865-44-7113
(7) 緊急通報システム事業	家庭での事故や突然の病気の時等、本体やペンダントのボタンを押すと緊急通報センターに通報が入り、協力員との連携のもとに対応します。	高齢者支援課 T E L 0865-44-7113
(8) 高齢者日常生活 用具給付事業	火災警報器・電磁調理器・電子レンジ・杖・老人手押車を給付します。	高齢者支援課 T E L 0865-44-7113
(9) 家族介護用品支給事業	介護用品（紙おむつ、尿取りパッド等）の購入費用の一部を支給します。	高齢者支援課 T E L 0865-44-7113

11 その他

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) こころの健康	こころの悩みや精神症状への対応について、相談に応じます。	社会福祉課 T E L 0865-44-7007
(2) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	健康こども福祉課 T E L 0865-44-7114